

様式第八（甲）

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

別紙のとおり河川法第 条の許可を申請します。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。
- 3 添付図書
 - ・申請に係る事業の計画の概要を記載した図書
 - ・位置図
 - ・実測平面図
 - ・面積計算書及び丈量図
 - ・横断図
 - ・構造図
 - ・その他参考となるべき事項を記載した図書

(乙の2)

(土地の占有)

1 河 川 の 名 称

2 占有の目的及び態様

3 占 用 の 場 所

4 占 用 面 積

5 占 用 の 期 間

6 連 絡 先

備考

- 1** 「占有の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
- 2** 許可を受けた事項の変更許可の申請にあたっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)

1 河 川 の 名 称

2 目 的

3 場 所

4 工作物の名称又は種類

5 工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工 期

8 占 用 面 積

9 占 用 の 期 間

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあたっては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

第1号様式

河川占用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者 住所

ふりがな
氏名

連絡先 (担当・係氏名)

(電話)

大阪市普通河川管理条例第 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

河川の名称	
占用の場所	
占用の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
占用の目的	
占用面積	
確認事項 (確認されましたら□に ✓を入れてください)	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。 2 暴力団排除のため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

河川占有許可申請書(継続)

令和 年 月 日

大阪市長様

申請者住所

ふりがな
氏名

連絡先(担当・係氏名)

(電話)

大阪市普通河川管理条例 第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

河川の名称	
占有の場所	
占有の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
占有の目的	
占有面積	
前回許可番号	平成 年 月 日付 大阪市指令(建)第 号
確認事項 (確認されましたら□にレを 入れてください)	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。 2 暴力団排除のため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第3号様式

河川工事承認申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

連絡先 (担当・係氏名)

(電話)

大阪市普通河川管理条例第24条第1項の規定より、次のとおり関係書類を添えて申請します。

河川の名称	
工事の場所	
工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
工事の目的	
確認事項 (確認されましたら□にレ を入れてください)	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 注意 1 暴力団排除のため、必要に応じて申請者の個人情報を警察に照会することがあります。 2 暴力団排除のため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

添付書類 位置図、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画、工作物の構造図、
その他市長が必要と認める書類

注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

附近地掘さく届

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

施 主 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

施工業者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

河川の附近地掘削等に係る行政指導要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、工事に起因して河川又は防潮堤を損傷した場合は、貴市の指示に従い、復旧等に要する一切の費用を負担するとともに、第三者に損害を与えた場合には責任をもって処理することを誓約します。

河川（防潮堤）の名称								
工 事 の 区 間								
工 事 の 名 称								
工 事 の 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで							
工 事 の 概 要	①土留工 の 種類		河川区域線か ら土留工まで の距離	m	土留工 の 延長	m	掘削 の 深さ	m
	②工事の 種類		河川区域線か ら杭までの 距離	m	影響内 の 杭の本数	本	杭の 長さ	m
	③工事の 種類		河川区域線か ら地盤改良 までの距離	m	地盤改良 の 延長	m	地盤改良 の深さ	m
工事現場責任者名 及び同電話番号								

- 1 工事の概要欄には土留工は①、杭は②、地盤改良は③にご記入ください。
- 2 工事場所附近見取図、河川区域線を明示した建物等設置工作物平面図、建物等設置工作物と河川（防潮堤）との関係を明示した断面図、その他参考となるべき事項を記載した図面を添付してください。

「大阪市管理 1 級・準用河川用地にかかる境界確定協議依頼書の
提出について」

大阪市建設局・河川課

大阪市が管理する 1 級・準用河川にかかる河川用地（国有地）の境界確定協議は、この要領に基づいて作成し提出してください。

協議依頼書は、当担当に所定のものを備えつけてあります。

1 適用

次の大阪市が管理する 1 級・準用河川にかかる河川用地の境界確定協議について、この要領を適用します。

（1 級河川）住吉川、道頓堀川、東横堀川、今川、駒川、鳴戸川

（準用河川）加美巽川、細江川、十三間川、空港放水路

- ・大野川、長瀬川、細江川、三軒家川の普通河川については、管理課において市有地境界明示を受けてください。
- ・上記、1 級・準用河川についても市有地境界明示、道路境界明示が出される場合がありますので、事前に当課と協議してください。

2 協議依頼書の作成

〈依頼者〉

- 依頼者は原則として土地所有者とします。（土地の登記事項証明書の甲区欄の所有者）
- 土地所有者が複数の場合は、全員が依頼者となります。
- 法人が土地所有者の場合は土地の境界確定ができる資格がある者を記入してください。ただし、法人が解散または倒産した場合等で清算人または管財人が依頼者となる場合、それを証明する書面の添付が必要です。

（協議依頼書への記入例）

□□株式会社

清算人 △△△ △△印

管財人 ◇◇ ◇◇印

- 相続等で土地所有者名義が変更されていない場合は、相続人全員の記名押印（実印）が必要で相続関係説明図、相続を証明する戸籍謄本（抄本）及び同書を補う住民票等を添付してください。なお、相続関係説明図を提出する場合には戸籍謄本（抄本）等は当課において確認の後に返却します。
- 未成年・成年被後見人等が土地所有者又は権利者の場合の法定代理人（親権者または後見人）による依頼は、代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者または権利者記名のうえ、代理人が併記押印してください。
- 外国人が依頼者の場合で、土地の登記事項証明書の所有権者名と異なる依頼については、同一人であることを証明する書面を添付してください。
- 住所が土地の登記事項証明書と異なる場合は、住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明、住民票 等を添付し沿革がわかるようにしてください。

〈印鑑〉

- 印鑑登録された印鑑（実印）にて押印してください。
- 印鑑は朱肉を使用してください。スタンプインク等を使用したものは不可です。
- 法人の場合
原則として法人（社印）及び土地の境界確認ができる資格がある者の記名押印をしてください。

〈協議目的〉

- 具体的に記入してください。（記入例 土地測量、分筆、建築のため等）

3 添付書類

〈印鑑登録証明書〉

- 原本を添付してください。（返却はいたしません）
- 法人の場合は、資格証明または商業登記の登記事項証明書も添付してください。（返却はいたしません）
- 印鑑登録証明書等の有効期間は3ヶ月とします。

〈土地の登記事項証明書〉

- 管轄法務局出張所において交付された原本でできるだけ新しいもの（発行より3ヶ月以内）を提出してください。

〈土地所有権調書または要約書〉

- 各項目について前記土地台帳付属地図記載範囲について調査記入し、用紙右下へ閲覧者の氏名を記入し押印してください。
- 要約書でも可としますが、欄外に調査年月日、調査者の氏名等を記入、押印のうえ提出してください。

〈土地台帳付属地図（いわゆる公図）〉

- 管轄法務局出張所備え付けの地図の写しを記入し、用紙右下へ、閲覧者を記入してください。
- 範囲は協議地及び隣接、対側を含め広めに記入してください。
- 法務局備え付けの地図が現地と相違する場合には地図訂正が必要です。

〈地積測量図〉

- 管轄法務局出張所にて、協議地、隣接地、対側地等の地積測量図を閲覧し、その写しを添付してください。

〈位置図、住宅地図〉

〈境界確定協議図面〉

- 当課担当と調整の上で依頼者（有資格者）において作成し、4部提出してください。
 - ① 平面図は縮尺250分の1以上
 - ② 横断面図は縮尺100分の1以上

〈委任状〉

- 協議地土地所有者に代わり事務を代行する場合に提出してください。

〈承諾書〉

- 境界確定協議後に提出してください。

〈受領書〉

- 協議書受け取りの際等に提出してください。
【委任状・承諾書・受領書には協議依頼書の依頼者と同一印(実印)を押印してください。ただし、受領書についてのみ、受領を代行者が行う場合は、委任状の受任者使用印と同一印を押印してください。】

〈隣接地の承諾書等〉

- 隣接地土地所有者の承諾を必要とする場合に提出してください。
- また、隣接地土地所有者との立会証明書の提出が必要となる場合があります。

〈その他〉

- 市長が必要と認める書類
住民票の写し、相続関係説明図、戸籍謄本(抄本)の写し（提出又は提示）等
- 当境界確定協議に関係がある資料等があれば写しを添付してください。
- 境界確定協議用図面の作成以前に、現場立会いのための現況平面図等の作成を求める場合があります。
- 事務を円滑に進めるため土地の沿革調査を求める場合があります。
- 依頼書の受理以降であっても、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

4 境界確定協議依頼書の提出

- 依頼書及び各添付書類は、まとめて左とじで提出してください。
- 依頼にあたっては、添付資料等について事前に当課と十分に調整願います。

5 現場立会

- 現場立会にあたっては、事前に当課と十分に調整願います。
- 場合により、隣接土地所有者の立会が必要な場合があります。
- 現場立会いにかかる関係土地所有者への連絡調整については依頼者において行ってください。

6 図面作成

- 境界確定協議書用の図面の作成にあたっては、当課と十分に調整の上、依頼者において作成してください。

7 承諾書

- 境界確定後に土地所有者全員が記名押印（実印）された承諾書の提出を必要とします。
- 承諾印については、協議依頼書の土地所有者と同一印（実印）を使用してください。
- 隣接地土地所有者の立会が必要である場合には、その「承諾書」の提出が必要です。また、場合によっては、「立会証明書」の提出も必要な事があります。ただし、隣接地土地所有者の承諾印については認印でも可能です。

8 返戻

- 協議依頼日より6ヶ月以上経過しても協議が不調である場合等には、書類はお返しすることがあります。返戻通知書送付後1ヶ月以内に書類を受け取りに来てください。
- 協議依頼書の取下げ等については、事前に当課と打合わせを行ってください。

公共用地境界確定協議依頼書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(依頼者)

住 所

氏 名

(実印)

電 話

下記の協議地と公共用地（ 敷）との境界が不明ですから協議を依頼します。

協 議 地	(旧地名、地番)
協 議 目 的	
連 絡 先	住所 氏名 (担当者) 電話 FAX
当協議地はほかの官公庁に境界確定の申請書を提出 (しています。 ・ していません。) 提出先 ()	(受付印)

- * 協議依頼書の提出にあたっては、事前に建設局河川課と十分に打合せを行ってください。
- * 協議依頼書の記入・添付書類については裏面「協議依頼書の提出にあたって」を参考にしてください。
- * 協議依頼書の提出後であっても、必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- * 協議依頼日より6ヶ月以上経過しても境界確定協議が成立しない場合は、連絡のうえ協議依頼書を返戻します。

(様式第1号)

協議依頼書の提出にあたって

〈依頼者〉

- 依頼者は原則として土地所有者とします。（土地の登記事項証明書の甲区欄所有者）
- 土地所有者が複数の場合は、全員が依頼者となります。
- 法人が土地所有者の場合は、土地の境界確定ができる資格がある者が依頼者となります。
- 住所が土地の登記事項証明書と異なる場合には、住所の沿革が分かる証明書を添付してください。

*相続等、土地の登記事項証明書の所有者と申請者が異なる場合、法定代理人等が申請者となる場合等については、事前に担当者と十分に調整してください。

〈印鑑〉

- 印鑑登録された印鑑（実印）にて押印してください。
- 印鑑は朱肉を使用してください。スタンプインク等を使用したものは不可です。

〈協議目的〉

- 具体的に記入してください。（記入例 土地測量、分筆のため等）

〈添付書類〉

- 印鑑登録証明書（法人の場合は、いわゆる「資格証明書」または「商業登記簿謄本」を添付）
- 土地の登記事項証明（協議依頼地）（原本を提出してください）
- 土地所有権調書（周辺地）
- 土地台帳付属地図（いわゆる公図、協議地、隣接地、対側地を含め広めに記入してください）
- 地積測量図（協議地、隣接地、対側地 等）
- 位置図、住宅地図
- 境界確定協議図面（有資格者が測量）

（当課と調整の上依頼者において作成し、4部提出してください。）

- ①平面図は縮尺250分の1以上
- ②横断面図は縮尺100分の1以上
- 委任状（協議地土地所有者に代わり事務を代行する場合に提出してください）
- 承諾書（境界確定協議後に提出してください）
- 受領書（協議書受取りの際等に提出してください）
- その他市長が必要と認める書類
例）住民票の写し、相続関係説明図、戸籍謄本（抄本）の写し（提出又は提示）、土地沿革調書、隣接同意書 現況平面図 等

*印鑑登録証明書、資格証明書、商業登記の登記事項証明書は原本を提出してください。
（返却はいたしません）

*印鑑登録証明書、資格証明書、商業登記の登記事項証明書、土地の登記事項証明書は発行より3ヶ月以内のものを提出してください。

*公図が現地と相違する場合等には、事前に地図訂正が必要となります。

*委任状、承諾書、受領書については、協議依頼書の土地所有者と同一印（実印）を押印してください。ただし、受領書についてのみ、受領を代行者が行う場合は、委任状の受任者使用印と同一印を押印してください。

*場合により、隣接地土地所有者の立会いを求める場合があります。

*依頼書の受理以降であっても、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

*依頼にあたっては、添付資料等について事前に当課と十分に調整してください。

承 諾 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(協議地との関係・地番)

住 所

氏 名

印

電 話

下記の協議地と公共用地（ 敷 ）との境界は、平成 年 月 日
現地において立会の上、境界確定図で表示されたとおり異議ありません。

協 議 地	(旧地名、地番)
隣接地等	(旧地名、地番)
連 絡 先	住所 氏名 (担当者) 電話 FAX

(備 考)

1. 依頼者については依頼書と同一印（実印）を使用してください。
2. 隣接地等土地所有者については個人の場合は認印、法人の場合は代表者の登録された印を使用して下さい。

(様式第2号)

委 任 状

私 儀 _____

受任者
使用印

をもって下記の権限を委任します。

記

1. 協議地の所在

2. 上記協議地に係る公共用地（ _____ 敷）との境界確定に関する委任の範囲は次のとおりです。
 - (1) 依頼に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。
 - (2) 現況実測平面図の作成、境界確定図の作成者としての現地立会。
 - (3) 境界確定図の作成に関すること。
 - (4) 境界確定通知書の受領に至るまでの事務。

年 月 日

依 頼 者（土地所有者）

住 所

氏 名

（実印）

立 会 証 明 書

大 阪 市 長 様

(代行者)

住 所

氏 名

受任者
使用印

下記協議地と公共用地（ 敷）の境界確定にあたり、 年 月 日
の現地立会について、下記のとおり境界を確認したことに相違ありません。

記

協 議 地 _____

地 番	住 所	氏 名	印	確認年月日

(様式第4号)

受 領 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
氏 名

(実印)

下記のとおり受領しました。

記

1. 年 月 日付け 第 号

- 境界確定協議書 (通知)
- 境界確定協議依頼書 (返戻によるもの)
- 境界確定協議書 (控) 写し

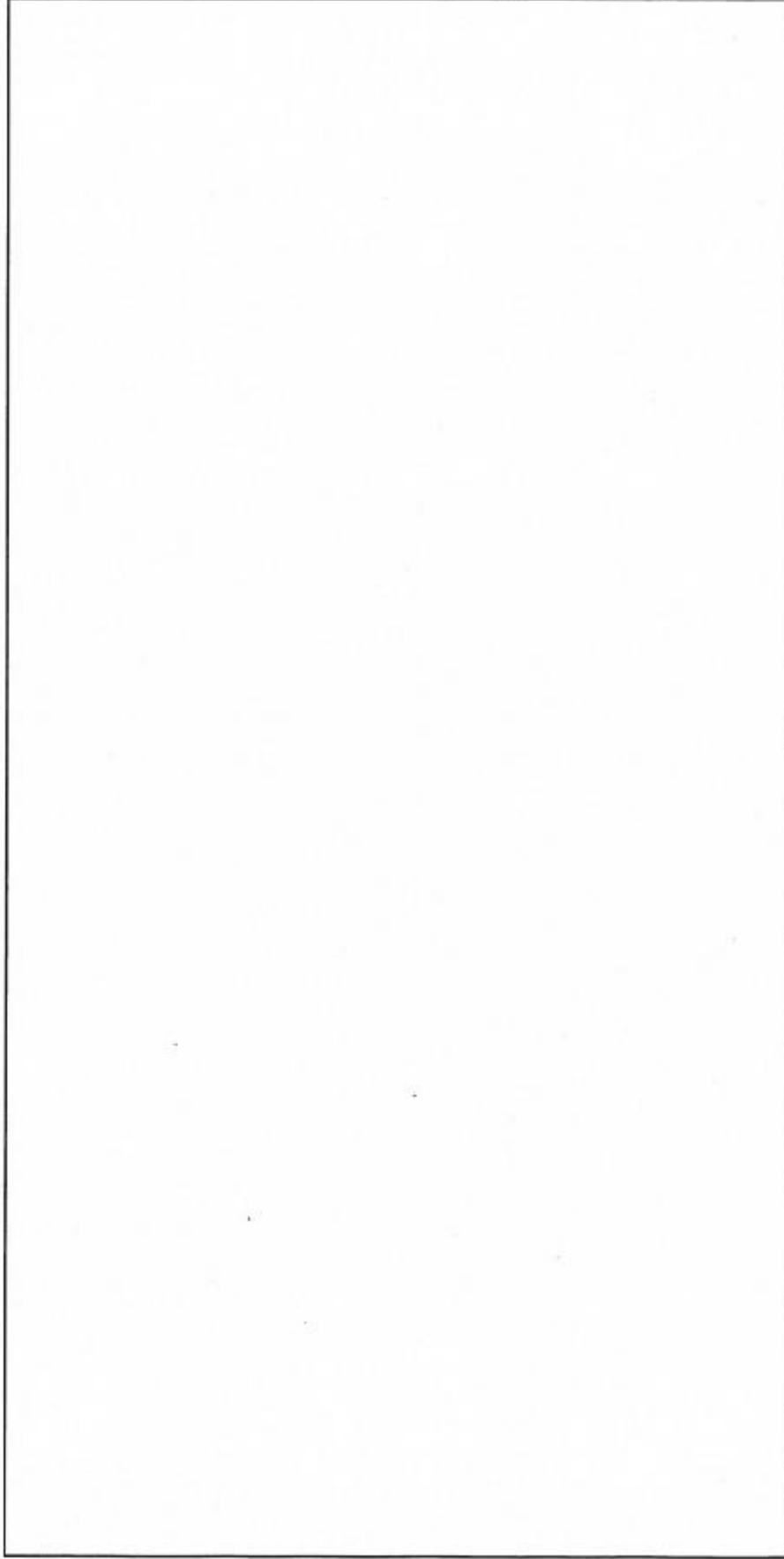
2. 協議地の所在

以上 筆

(様式第3号)

土地台帳付属地図

調査年月日 年 月 日



本書は法務局保管地図と相違ありません。

氏名

印